

## 「休眠預金等活用の基本方針策定に向けた地方公聴会～中間的整理について～」における意見等の概要

※各意見等の主要論点項目は事務局において整理したもの。会場名欄の「その他」は意見募集ウェブサイトから意見等の提出があったもの。

| 主要論点項目                  | 意見等の概要   | 会場名  | 番号   | 再掲 |
|-------------------------|--|------|------|----|
| <b>1. 法の基本理念の具体化</b>    |  |      |      |    |
| (0) 総論                  | 休眠預金の活用についての倫理性を考えると、徹底して休眠預金を減らす体制を作ることが重要である。  | 大阪会場 | No1  |    |
|                         | 中間的整理の内容が専門的すぎて、休眠預金等がどのように活用されるかイメージしにくい。今あるものを活用するのか、新しいものを創るのか自体も分かりにくい。日本式の制度設計になるようにしていただきたい。「国民から預った資金」であることから、適切に「払い出す仕組み」を構築する必要がある。 | その他  | No2  |    |
| (1) 休眠預金等を民間公益活動に活用すること | ある団体が一つの助成金をもらった場合に、別団体から助成金がもらえなくなると、助成額は大きいものではないので、立ち行かなくなる可能性がある。助成する際のルール作りを厳しくしすぎると団体自体が育たなくなるので、配慮いただければと思う。                          | 東京会場 | No3  |    |
|                         | 従来、行政がやっていた政策的な予算が、休眠預金があるからそっちでやればよいとなって、ある種の引き潮のようなことになる場合に、行政側に歯止めをかけるような仕掛けなり、議論はあるか。  | 福岡会場 | No4  |    |
|                         | 国から交付金を受けているが、その交付金は人件費や差止請求に関する業務には使えない。今後、休眠預金の資金が入ってくることで、国からの交付金が入ってこなくなると困る。行政との間での取り決めをきちんとまとめてもらいたい。                                  | 福岡会場 | No5  |    |
|                         | 解決に時間を要する分野、定量的な成果が出にくい分野等に含まれるかもしれないが、現法制度の中でも課題があるため、現法制度を変更していくための活動も当然、民間公益活動に含まれるようにしていただきたい。   | 仙台会場 | No6  |    |
|                         | 休眠預金は行政がやるべきことに使えないとのことだが、本来行政がやってもよいが、今は取り組まれているということもあると思うので、そういう前提があることを出していきたい。また、出口として、民間で資金調達するというルートと行政が施策として取り組むというルートも考えるべきである。     | 仙台会場 | No7  |    |
|                         | 休眠預金については5年間で成果を出したいということもあるので、例えば、成果を出しやすい団体ばかりに資金が偏らないように、団体の育成という意味合いも含めた形で資金配分をしてほしい。  | 仙台会場 | No8  |    |
|                         | 子どもの遊びの活動をしていると、地域の中に貧困など課題に直面する子ども達がたくさんいるが、そのいろいろな子ども達が混ざり合っていく中で、解決することもある。川下の課題解決は成果が見えやすいが、川上の方の活動にもお金が流れるようにしていただきたい。                  | 東京会場 | No9  |    |
|                         | 優先的に解決すべき社会の諸課題は、既にある種見えている課題でもある。特定の当事者でないと見えていない課題もたくさんある。その中で、資金分配団体がどう判断するのかという議論も必要ではないか。   | 大阪会場 | No10 |    |

|                                |   |      |      |  |
|--------------------------------|---|------|------|--|
|                                | 「民間公益活動」とあるが、耳慣れない言葉である。「社会貢献活動」とどう違うのか。また、民間の「公益活動」と非民間の「公益活動」があるとすれば、「公益活動」は何をいうのか。   | その他  | No11 |  |
|                                | 中心的議論がソーシャルビジネスに偏っている。成果志向は当然だが、量ではなく固有の質を重視する試みの成果への議論が不十分である。「行政施策では対応できないもの等に支援の手を伸ばす」という立法趣旨を鑑みて、「先駆性・革新性」等の強調が当事者軽視に結びついていないか。           | その他  | No12 |  |
|                                | 休眠預金は、ソーシャル・セクター(社会的活動、事業)へ活用することになっている。それは非営利セクター(非営利活動、事業)や市民セクター(市民活動、事業)ではないが、それを含むと一般的に理解される。この概念は非常に幅が広いので、休眠預金をどこに活用するのかの整理が必要である。     | その他  | No13 |  |
|                                | ソーシャル・セクターや民間公益活動の幅に比較して、「成果志向」、「先駆性・革新性」、「社会的インパクト評価」、「外部資金・社会的投資の呼び水」などのキーワードに現れている議論の枠組みが狭すぎる。早急に民間公益活動/ソーシャル・セクターの範囲を整理すべきである。            | その他  | No14 |  |
|                                | 法第17条第1項に規定した3つのテーマ(子ども・生活困窮・地域活性化)とそれに準ずるものについては、3つのテーマを通貫し、かつ広く社会共有できる共通のミッション又は目的を整理して提示すべき。それにより、準公的資金活用における正当性や社会との合意が図れ、助成を受ける側の意識も高まる。 | その他  | No15 |  |
|                                | 行政にはコーディネーターとしての役割が期待されるとあるが、自治体ではこの制度を知らない人が多い。どのように周知するのか。また、コーディネーターは難しい仕事である。さらに、この制度が行政にもWin-Winになるように、例えば政策提案につながるような道筋も盛り込むとよいのではないか。  | 岡山会場 | No16 |  |
|                                | 行政とも話をしているが、この制度について知らない人もいる。分野的にもいろいろなセクターにわたる話なので、どうしてもどこが担当なのかということになる。国の方で想定している自治体の窓口はあるか。   | 岡山会場 | No17 |  |
|                                | 社会課題の解決にあたって行政との連携が望ましいとあるが、活動支援先が九州全域に渡るプロジェクトを想定した場合、行政とはどこで議論するのか。制度として機能するようにしていただきたい。  | 福岡会場 | No18 |  |
|                                | NPO等を所管する部署がこういった取組を推進していくと、庁内で調整がつかなくなったり、行政の中での発言権が弱まったりするので、自治体の中で、庁内調整のできる課が本件を所管するような働きかけをしてもらいたい。                                       | 福岡会場 | No19 |  |
| (2) 自立した担い手の育成と資金調達できる環境の整備の促進 |   |      |      |  |
| ① 自立した担い手の育成                   | 資金分配において、大きな鍵を握るのはプログラムオフィサーだと思うが、実際上、専門的な訓練を受けてからプログラムオフィサーになっている人は大変少ない。訓練体制についても検討してもらいたい。   | 大阪会場 | No20 |  |
|                                | 現場の団体に資金が適確に提供されるためには、資金分配団体が適確に地域の課題を認識し、現場の団体を選択できなければならないが、中間支援団体はまだ未熟である。したがって、5年後見直しということはあるが、中長期を見据えて、地方ファンドを育てることが重要である。               | 大阪会場 | No21 |  |
|                                | 資金分配団体が伴走支援するようになっているが、お金を配る人が伴走支援をしない方がよい。また、資金を分配する団体や中間支援団体は数も質も足りない。5年後以降も見据えて、資金分配に当たるプログラムオフィサーや支援に当たる伴走支援者を育成する戦略的な仕組みづくりをお願いしたい。      | 大阪会場 | No22 |  |
|                                | 人材育成に休眠預金を活用することは重要とあるが、具体的にどのように活用するのか。  | 大阪会場 | No23 |  |

|                              |   |      |      |  |
|------------------------------|---|------|------|--|
|                              | 組織基盤整備やインキュベーションの役割が組み込まれているのが素晴らしい。人材育成や組織強化は年単位の時間がかかるものである、大きなインパクトを目指す場合、成果を焦らない、より長期的な視点の投資が必要になる。                                 | その他  | No24 |  |
|                              | 我々が事業を行う中で、最も資金的なギャップが生じるのは立ち上げの時期である。今回は、5年という短い期間において、新規立ち上げをする人をメインに支援するのか、それとも既に活動している団体をメインに支援するのか。                                | 福岡会場 | No25 |  |
|                              | ベンチャーキャピタルの業界では、支援対象団体の発展段階(フェーズ)によって担当者が変わることが多い。資金分配団体についても、地域と産業による2軸の話があったが、フェーズによる分類を議論してもよいのではないか。                                | 福岡会場 | No26 |  |
|                              | 民間の一般的な企業が、社会貢献できるような事業活動や、事業活動していく中で副産物として社会貢献を生めるような活動についても、公共から一般的な資金の形で拾えるような仕組みがあるとよい。   | 東京会場 | No27 |  |
|                              | 不登校や中退の子など学校で合わなかったような子の支援をしていると、いろいろな選択肢が地域にあることがすごくいいと思う。一つの地域にNPOとか株式会社とか多様なセクターがあり、子ども自身もいろいろな選択肢を持っているような仕組みにしていければよい。             | 東京会場 | No28 |  |
| ②民間公益活動に係る資金を調達できる環境の整備の促進   |   |      |      |  |
| (3)多様な意見を適切に反映し、透明性を確保する     | 「専門的な議論を進めるに当たっては、より幅広く専門性を持つ者の参画を求めるとする」とあるが、地域の取組に関係する人が専門委員に入っていないと思う。そうした人の参画は今後予定されているか。   | 岡山会場 | No29 |  |
|                              | 指定活用団体については民間でつくるということだが、天下りが生じない仕組みを入れるべきである。  | 仙台会場 | No30 |  |
|                              | 「宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外」とあるが、こうした団体を除外する際、警察がこのスキームに関与することはあるか。また、補助金等が支給された後に反社会的勢力と認定された場合、資金が回収されるスキームを盛り込むことを検討しているか。              | 東京会場 | No31 |  |
| (4)大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮 | 鹿児島県で発生した休眠預金は、鹿児島県民のために使いたいという気持ち強い。中央で配って、地方はどうなのかということにならないよう懸念している。資金分配団体は、各都道府県レベルで置かれるのか、九州ブロック単位で置かれるのか。                         | 福岡会場 | No32 |  |
|                              | 大都市に集中することがないように配慮するとあるが、例えば、九州の中でも福岡は大きいので、申請をする中で、内容のほかに、地域によって足切りをするようなことがあるか。   | 福岡会場 | No33 |  |
| (5)民間の創意と工夫が十分発揮されるよう配慮      | ばらまきには大反対であるが、審議会において、全国47都道府県に一律にばらまいてはいけないという発言があり、47都道府県単位で分配すること、イコールばらまきであると捉えられるが、決してそうではない。                                      | 岡山会場 | No34 |  |
|                              | 成果や評価をしっかりとやって、伴走型支援という機能やガバナンスを取り揃えたところに任せるという前提だが、そうすると、エリアで統一されずに、ばらばらにスタートすることもあり得るのか。  | 岡山会場 | No35 |  |
|                              | 休眠預金をランニングコスト、つまり継続的に事業を回していくためのお金として活用することは想定していないとのことだが、貧困を抱えた人達を対象にした事業では、その利用料収入で継続的に運営することは難しい。休眠預金ではそのような事業に継続的に支援できないといった議論はあるか。 | 仙台会場 | No36 |  |

|                                    |  |      |      |  |
|------------------------------------|--|------|------|--|
|                                    | 「従来の行政による助成等では一般的にカバーされてこなかった経費についての考え方を整理すべき」とあるが、基本的には行政は人件費を負担しないこととなっており、その面で苦労しているが、どのように整理するのか考え方を伺いたい。                | 東京会場 | No37 |  |
|                                    | 人材育成も大事だが、それ以前に人材を投入していくための資金として、つまり、これまでの管理経費にあまり活用できない助成金とは性質の違うものとして、活用できればよい。  | 大阪会場 | No38 |  |
|                                    | 事業を立ち上げるときには人材が鍵になるが、人材育成は先行投資的な面があり、こういった部分にもリスクマネーが回るとよい。  | 福岡会場 | No39 |  |
|                                    | 休眠預金に依存してはいけませんが人件費は非常に重要である。助成を受けながら全国の団体が活性化して行政の委託事業を受けるまでに成長したい。自立には、民間からの資金調達ということもあるが、行政の委託を受けるまでに成長するというのも一つの考え方だと思う。 | 福岡会場 | No40 |  |
| <b>2. 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会の諸課題</b> |  |      |      |  |
|                                    | 復興支援に準ずるような活動は、活用の対象3分野のうち、地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動に含まれるのか。また、東日本大震災に限らず、自然災害からの復興についても、対象になるのか。          | 仙台会場 | No41 |  |
|                                    | 優先的に解決すべき社会の諸課題について、審議会としては基本方針の策定段階で絞り込まず、指定活用団体で決めることになったとあるが、指定活用団体まで先延ばしするのは如何なものか。審議会で決めるべきだと思う。                        | 仙台会場 | No42 |  |
|                                    | 当協会は、自然豊かな土地を取得して守っていくナショナルトラスト活動を行っている。環境教育を通じた子どもや若者の健全な育成や観光業を通じて地域の活性化にも資すると活動と思っているが、こうした活動も民間公益活動として認められるか。            | 東京会場 | No43 |  |
|                                    | こども食堂に関する啓蒙活動、ツアーを組んだことによって、都道府県、市町村で助成制度ができたと聞いており、普及啓蒙活動にも着目していただきたい。  | 東京会場 | No44 |  |
|                                    | 今ある目に見える社会課題の解決だけではなく、例えばパラリンピックの選手を地域みんなで応援しようとか、一緒にパラリンピックを見に行こうとか、もう少し広いところに資金を使うようなイニシアチブをわかりやすく入れてもらえるとうい。              | 大阪会場 | No45 |  |
|                                    | 優先的に解決すべき社会の諸課題を踏まえた具体的な事業の絞り込みに当たっては、資金のポートフォリオに対応させていけばよいのではないかとあるが、この資金のポートフォリオはどこで誰が決めるのか。                               | 岡山会場 | No46 |  |
|                                    | 指定活用団体において、優先的に解決すべき社会の諸課題を決定することが望ましいというのは、その通りである。   | 岡山会場 | No47 |  |
|                                    | 全体的な所感だが、日本人ではない人たち、国籍を持たない人たちも含めて、この制度が活用できるということも勘案していくべきではないか。ヒアリングでもSDGsという言葉が出ているが、可能であればそういう視点も盛り込んだらよいのではないか。         | 岡山会場 | No48 |  |
|                                    | 規定されている「公益に資する活動」は、どちらかというと「個別支援」の意味合いが強いと思われるが、どこまでを解決すべき課題として規定するのか。   | その他  | No49 |  |

|  |  |      |      |  |
|--|--|------|------|--|
|  | 「持続可能な国づくり・地域づくりの基盤である『自然環境の保全・再生』が、優先的に解決すべき社会課題として挙げられる。   | その他  | No50 |  |
|  | 分野3の持続的可能な地域づくりに質する支援に係る活動については、相当の包摂性が含意されている。この点について、特に重視する論点や政策課題を各省庁から引き出すなど、既存政策の活用と、さらに及ばない課題の抽出に期待したい。                            | その他  | No51 |  |
|  | 基本方針の段階で具体的な範囲を明示すべきではないと考えているが、一方で現在は存在しない指定活用団体にその判断を任せるべきではない。審議会の責任として、適切な社会課題に資金が活用されることを担保する、各分野の活用理念や方向性を明示すべきである。                | その他  | No52 |  |
|  | 社会の隙間に落ちてしまっている犯罪被害者の存在は、誰もが犯罪被害者になりうる現状と相俟って、優先的に解決すべき社会課題と考える。審議に当たり、これまで把握した以外にも課題は存在することを念頭に、漏れの無いよう、幅広く意見を求めて審議の場で精査して欲しい。          | その他  | No53 |  |
|  | 3分野について、最初から具体的に絞り込まずに間口を広くとって解釈することで、「生きたお金」として社会貢献につながる民間の事業活動への支援とすべきである。   | その他  | No54 |  |
|  | 日本国内における困難な社会課題の解決に貢献する仕組みであるだけでなく、この取り組みがSDGsなどの世界の課題解決にも資する取り組みであることを明示し、このプロジェクト成果を国内だけでなく世界に应用展開出来るような視点を盛り込んで欲しい。                   | その他  | No55 |  |
|  | ヒアリングの結果が、社会起業系は自分の取り組んでいる事業内容と同じになり、中間支援組織は非常に抽象度が高い。あまり意味のない結果になっていると思われる。事業者への利益誘導になつては公益性が下がるので、国民の声を抽出した上で、そのニーズに適した課題設定をすべきではないか。  | その他  | No56 |  |
|  | 優先的課題は指定活用団体において決定することが望ましいとあるが、指定活用団体の役割と位置付けを高くすぎている。審議会として3分野の理念的な目的や方向性を設定し、基本理念として社会的に共有することで、審議会の責任を明確にし準公的資金活用の正当性の社会的合意を促すべきである。 | その他  | No57 |  |
|  | 例えば、民間サイドの超高齢社会の対応に係る活動も対象になるのか。また、小さな町だけではなく広域的な取組も対象となるのか。   | 仙台会場 | No58 |  |
|  | 環境問題については、自分たちの活動だけでは収まりきらないため、広域的対応という視点への配慮も制度的にあった方がよいのではないか。また、福祉に偏っている気がするので、防災、減災といった分野も入れるようにした方がよいのではないか。                        | 岡山会場 | No59 |  |
|  | 一つ一つの事業が大きいわけではないが、地域でネットワークをつなげれば効果があるということを今後の議論に入れていただきたい。また、資金分配団体には、地方の小さな活動の実情を知っている者が必要である。                                       | 東京会場 | No60 |  |
|  | 現場の団体と話をしていると、文章を書くとか評価をするとか発信するとかそういったことが弱い。例えば、文章を書くことが得意な団体と子どもの支援が得意な団体とが組んで、現場の団体同士の依存的な自立を促すような制度になればよい。                           | 大阪会場 | No61 |  |
|  | 社会課題は当事者によって異なるため、課題設定のスキームとして、横につながるということを定めたらどうか。  | 大阪会場 | No62 |  |
|  | 現場は企画書が作れないなど事務能力が非常に低い。資金分配団体と現場の団体が協働して取り組むとか、現場の団体に行政が絡むということも認めてもらいたい。   | 福岡会場 | No63 |  |

|   |  |      |      |  |
|---|--|------|------|--|
|   | ヒアリングでも、いくつかの分野に取り組んでいる方がいたが、分野横断的とか横串を刺すとかいいながらも、これで本当にできるのかと感じたので、福祉の人と環境の人とか、一緒に取り組んで新しい価値を出していくという流れがあった方がよいのではないか。                  | 岡山会場 | No64 |  |
| <b>3. 指定活用団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制</b> |  |      |      |  |
| (指定活用団体に求められる機能)                          |  |      |      |  |
| (O)総論                                     |  |      |      |  |
|   | 指定活用団体の規模感や予算、また人件費や事務経費の支出に充てるため、休眠預金を原資に回すとなっているが、具体的な中身について教えていただきたい。   | 仙台会場 | No64 |  |
|   | 700億円という数字が示されていたが、これはスタート時の事業総額と考えてよいか。   | 東京会場 | No65 |  |
|   | ソーシャルイノベーションという概念は、生きやすさを目指していくようなイノベーションであると想像した。指定活用団体は生きやすい社会にしていくことを考えているのか。また、そういったことを議論していただけるとよい。                                 | 大阪会場 | No66 |  |
|   | 指定活用団体と資金分配団体の役割分担が見えにくい。  | 大阪会場 | No67 |  |
|   | 指定活用団体が具体的に想定されているかわからないが、都道府県単位というよりは、より広域の中核的組織を設定すべきではないか。都道府県単位でいくと「民間公益活動」への支援が従来の意識のまま考えられると偏る可能性もあり、九州・四国などのエリアで検討してはどうか。         | その他  | No68 |  |
|   | プログラムオフィサーは資金分配団体だけではなく、指定活用団体にも配置されるものである。プログラムオフィサーは、一定の経験を要する専門的な職種といえる。ガバナンス/コンプライアンス体制も重要であるが、プログラムオフィサーが専門職として活躍できる条件整備も重要である。     | その他  | No69 |  |
|   | 指定活用団体は1団体を選定するため、日本各地の社会公益団体をきめ細かく把握することは困難である。指定活用団体の本体機能はできるだけシンプルにして、資金分配団体との相互主体的な関係の構築を基本に置き、その上で社会に開かれたガバナンス/コンプライアンス体制を構築すべきである。 | その他  | No70 |  |
|   | 中間的整理では、法の基本理念の具体化や優先的に解決すべき社会課題が十分整理されていない。ただ、こうした点の整理が困難であれば、指定活用団体と資金分配団体の相互主体的な関係を確保することにより、過度な限定をせず、より多様性に富んだ事業が行われることを確保すべきではないか。  | その他  | No71 |  |
|   | 指定活用団体を短いスパンで変えることが現実的ではないが、権力構造の固定化を防ぐため、理事や評議委員の任期を1～2年と短くしてはどうか。  | その他  | No72 |  |
|   | 各種専門性と癒着等を忌避するモラルは必ずしも一致しない。ニーズや現場の把握も含め、委員や役員については、障がいのある方やシングルマザーなど、受益者属性の方を一定数入れてはどうか。  | その他  | No73 |  |

|                      |  |      |      |    |
|----------------------|--|------|------|----|
|                      | 新規で作るからには、様々なしがらみを持たない組織になるかと思うが、一つの懸念として、休眠預金活用の審議会委員や専門委員が指定活用団体の関係者もしくは役員に就任する可能性も否定できない。委員らが自らの利益誘導につながるような仕組みにならないようにすべき。             | その他  | No74 |    |
| (1)資金分配団体に対する助成又は貸付け |  |      |      |    |
|                      | 資金分配団体は、ブロック単位で置かれるのか都道府県単位で置かれるのか。震災後に国の補助金をもらったが、その度に霞ヶ関まで打合せに行かなければならないが、地方の団体にとってそれは大変である。資金分配団体については、地域ごとに置くことも検討してもらいたい。             | 仙台会場 | No74 |    |
|                      | 助成財団の現状を考えると、資金分配団体の機能を満たす団体はないのではないと思うぐらい厳しい。資金分配団体は、全体でどのくらいの数をイメージしているか。また、プログラムオフィサーが必須だとかなり運用が厳しくなる気がするが、資金分配団体に求める要件はどのような形で提示されるのか。 | 仙台会場 | No75 |    |
|                      | 資金分配団体を選定するにあたっては、「分野別、助成・貸付別といった項目に加え、地域バランスも十分考慮」とあるが、資金分配団体は、助成専門、貸付専門、分野視点、地域視点といった機能別で分けることを想定しているのか。                                 | 東京会場 | No76 |    |
|                      | 当団体は、全国の高齢者や子どもに食を通じた地域の居場所づくりの連絡会組織であり、助成は行っていないが、中間支援機能を有している。資料3のQ&A5-1に、資金分配団体として「実績もある中間支援団体が想定」とあるが、当団体の機能は、この「実績」に含まれるのか。           | 東京会場 | No77 |    |
|                      | 当団体は、消費者団体へ財政支援をする基金を立ち上げた。助成対象団体とのコミュニケーションや連携は十分にできているが、基金を立ち上げたばかりのため資金分配団体の要件に活動年数が課されるとどうかと思う。資金分配団体の要件についてどのような議論がなされたか。             | 東京会場 | No78 |    |
|                      | 資金分配団体の数は、どれくらいになるか。   | 東京会場 | No79 |    |
|                      | 資金分配団体について、地域性、地域に特化したものと、その専門性に関して全国をカバーしているといったような専門性との二軸で充実させていくと効果的ではないか。  | 大阪会場 | No80 |    |
|                      | 資金分配団体は、どの程度のブロックに分けて置かれるのか。   | 大阪会場 | No81 |    |
|                      | 規模の小さい基金でも、資金分配団体になり得るのか。  | 岡山会場 | No82 |    |
|                      | ベンチャーキャピタルの業界では、支援対象団体の発展段階(フェーズ)によって担当者が変わることが多い。資金分配団体についても、地域と産業による2軸の話があったが、フェーズによる分類を議論してもよいのではないか。                                   | 福岡会場 | No26 | 再掲 |
|                      | 資金分配団体を47都道府県に必ずつくると思うが、1都道府県に1つとか複数とかのイメージはあるか。   | 福岡会場 | No83 |    |
|                      | 資金分配団体に手をあげようとする場合に、どういうアピールの仕方、選ばれ方があるのかイメージがわからない。審議会レベルでどの程度まで議論するのか、指定活用団体が決まって公募する段階である程度決まるのか、その辺りを教えてもらいたい。                         | 福岡会場 | No84 |    |

|   |   |      |      |  |
|---|---|------|------|--|
|   | 全国で10億円から20億円程度という話があって、資金分配団体が最初は全国で10から20程度できるとすると、1団体あたり1億円ぐらいになるが、資金分配団体に手をあげるときは、金額も含めて提案する形なのか。 | 福岡会場 | No85 |  |
|   | 内閣府が社会的インパクト評価というものを一生懸命やっているが、それが資金分配団体の募集にあたっての条件になる可能性はないのか。                                       | 福岡会場 | No86 |  |
|   | 資金分配団体がどの時点で、どのような基準で、誰によって選定されるかが不明確な印象がある。  | その他  | No87 |  |
| (2)民間公益活動を行う団体に対する貸付け                     |   |      |      |  |
| (3)民間公益活動の促進に関する調査・研究                     |   |      |      |  |
| (4)民間公益活動の促進に関する啓発活動・広報活動                 |   |      |      |  |
| (5)その他                                    |   |      |      |  |
| (ガバナンス/コンプライアンス体制)                        |   |      |      |  |
| (0)総論                                     |   |      |      |  |
| <b>4. 指定活用団体の指定基準・手続</b>                  |   |      |      |  |
| (0)総論                                     | なぜ公益財団ではなくあえて一般財団なのかの理由が読み解けなかった。   | その他  | No88 |  |
| (1)指定活用団体の指定の基準                           |   |      |      |  |
| <b>5. 資金分配団体に求められる機能、ガバナンス/コンプライアンス体制</b> |   |      |      |  |
|   | 資金の拠出だけでなく、また研修でも限界があるため、個別的な支援の計画をつくるといった伴走型は非常に重要である。   | 仙台会場 | No89 |  |



|  |   |      |       |    |
|--|---|------|-------|----|
|  | 資金分配団体がいない地域もあることを踏まえると、同団体が地元の情報を知ることができるように、地元の間支援組織との連携体制というのをきちんと入れていただきたい。   | 仙台会場 | No90  |    |
|  | プログラムオフィサーについて、実際に資金を獲得したことがないような人では機能しないため、人ではなく組織として対応することを前提してほしい。   | 仙台会場 | No91  |    |
|  | 資金を受け取る団体から「現場のニーズをわかっていない、現場に来たこともないプログラムオフィサーが増えている」と聞いている。資金分配団体には、株式会社やNPO等多様な形態があると思うが、その実績や能力については十分に配慮いただきたい。            | 東京会場 | No92  |    |
|  | 資金分配団体については、現場に近いところで活動実態をみることができる団体が望ましい。例えば、都道府県等に1つくらいかなと思うが、徐々に増えていかなければ、地域の小さくても重要な活動をみることができないのではないか。                     | 東京会場 | No93  |    |
|  | アメリカのフィランソロピーに置き換えると、資金分配団体には、フィスカルスポンサーシップという実績が少ない現場の団体の監査と、指定活用団体が優先順位を置く戦略に基づくリブランディングとの2つの役割があると感じた。このような視点から議論するとしっくりくる。  | 東京会場 | No94  |    |
|  | 指定活用団体が資金分配団体に配分する額に上限の設定が現時点であるか。事業サイズはどれくらいになるのか。   | 東京会場 | No95  |    |
|  | 一つ一つの事業が大きいわけではないが、地域でネットワークをつなげれば効果があるということを今後の議論に入れていただきたい。また、資金分配団体には、地方の小さな活動の実情を知っている者が必要である。                              | 東京会場 | No60  | 再掲 |
|  | 資金分配団体について、資金を出しつつ、経営のアドバイスもすることになっているが、資金支援と伴走支援を分けるべきではないか。助成団体の意見も聞くようにすれば、現場に即してよいのではないか。                                   | 東京会場 | No96  |    |
|  | 社会的インパクト評価に取り組める団体がどの程度あるのか、実際に活動している中で感じている。伴走支援のところで、評価を一緒にできるような支援を増やしていただきたい。   | 東京会場 | No97  |    |
|  | 資金の提供の仕方について、例えばある地域ではイノベティブな活動を強く支援するとか、ある地域ではスタートアップの団体を支援するといったように地域によって幅があると思うが、そういったことも検討していただけるとよい。                       | 大阪会場 | No98  |    |
|  | 資金分配において、大きな鍵を握るのはプログラムオフィサーだと思うが、實際上、専門的な訓練を受けてからプログラムオフィサーになっている人は大変少ない。訓練体制についても検討してもらいたい。                                   | 大阪会場 | No20  | 再掲 |
|  | 現場の団体に資金が適確に提供されるためには、資金分配団体が適確に地域の課題を認識し、現場の団体を選択できなければならないが、中間支援団体はまだ未熟である。したがって、5年後見直しということはあるが、中長期を見据えて、地方ファンドを育てることが重要である。 | 大阪会場 | No21  | 再掲 |
|  | 一つの仕組みとして、真ん中の資金分配団体を置かないという選択肢もあり得るが、三段階にしている理由は何か。  | 大阪会場 | No99  |    |
|  | 助成団体が、プログラムのサポートをすると、いわゆるドナードライブが生じることがある。中間支援組織がプログラムをサポートする方が、伴走支援がうまくいくのではないか。また、中間支援組織に対し、アドバイスに係る必要経費を補償すべきだと思う。           | 大阪会場 | No100 |    |

|  |  |      |       |    |
|--|--|------|-------|----|
|  | 資金を提供する団体には、地域課題は何か、どうすれば解決できるのかを調査分析し、どの団体に優先的に資金配分していくのか、適確な判断能力、調査分析能力が必要である。そういう能力のある人材を培うのにコストがかかるが、そうした中間支援の能力が大事だということを共有したい。         | 大阪会場 | No101 |    |
|  | 優先的に解決すべき社会の諸課題は、既にある種見えている課題でもある。特定の当事者でないと見えていない課題もたくさんある。その中で、資金分配団体がどう判断するのかという議論も必要ではないか。   | 大阪会場 | No10  | 再掲 |
|  | 資金分配団体が伴走支援するようになっているが、お金を配る人が伴走支援をしない方がよい。また、資金を分配する団体や中間支援団体は数も質も足りない。5年後以降も見据えて、資金分配に当たるプログラムオフィサーや支援に当たる伴走支援者を育成する戦略的な仕組みづくりをお願いしたい。     | 大阪会場 | No22  | 再掲 |
|  | 資金分配団体は、資金分配に主眼を置くべきであり、伴走サポートやアドバイザー的なものは別の団体が行うほうがよいのではないか。  | 岡山会場 | No102 |    |
|  | プログラムオフィサーは、リサーチ、プログラム設計、出口の支援など幅広い業務を行うが、資金分配団体におけるコストはどれくらいをイメージしているか。   | 福岡会場 | No103 |    |
|  | 地域の事情や地域性を大事にしてほしい。  | 福岡会場 | No104 |    |
|  | 事業ベースのところ助成や融資を出しているだけでは課題は解決していかない。入口の設計、課題を認識し、どう解決するかというリサーチは、資金分配団体にとっても現場の団体にとっても必要である。   | 福岡会場 | No105 |    |
|  | 資金分配団体について、10～20程度の団体がある程度エリア感で選定されるイメージを持っているが、それらの団体は、どれくらいの金額規模を運用、利用するのか教えてもらいたい。現時点でイメージがなければ、どういったタイミングで議論が始まるのか。                      | 福岡会場 | No106 |    |
|  | ソーシャルセクターに資金提供する際に、プログラムオフィサーは重要な役割を担うが、プログラムオフィサーにはどういう人材を想定しているのか、そういう人材が日本にどれくらいいるのかなどについて教えてもらいたい。                                       | 福岡会場 | No107 |    |
|  | プログラムオフィサーは資金分配団体だけではなく、指定活用団体にも配置されるものである。プログラムオフィサーは、一定の経験を要する専門的な職種といえる。ガバナンス/コンプライアンス体制も重要であるが、プログラムオフィサーが専門職として活躍できる条件整備も重要である。         | その他  | No69  | 再掲 |
|  | 機能として、例えば50万円程度の助成、500万円規模の助成や投融資、5000万円規模の助成や投融資、それらの複数年度対応やポートフォリオ形成、適切なアドバイス等がイメージできる。実施には、課題設定、解決のプログラム形成、適切な資金分配行為、コンプライアンス体制の形成が求められる。 | その他  | No108 |    |
|  | 中間支援やコンサルタントは、クライアントを評価する立場ではなく、役に立つかどうかを評価される側である。これが崩れると、支援組織が上を見て仕事をする、現場とのパワーバランスが崩れる等の弊害が起きる。資金を受ける団体から指定活用団体や国民に向けた評価の情報公開が必要ではないか。    | その他  | No109 |    |
|  | 資金分配団体は、新たに組織される団体も含め、多様な法人形態を認めてはどうかとあるが、どのような法人形態を考慮しているのか。  | 大阪会場 | No110 |    |
|  | 地元金融機関やNPOバンクなど、非営利セクターと営利セクターが新たな枠組みを作って、資金分配団体に応募することも想定されているのか。   | 福岡会場 | No111 |    |

|   |  |      |       |    |
|---|--|------|-------|----|
|   | 全国に広がる被害者支援センターのネットワーク事務局といったようなものは、資金分配団体になり得るか。  | 福岡会場 | No112 |    |
|   | 休眠預金活用が前例のない社会実験であるならば、資金分配団体の形態も国民の理解が得られることを前提に、多様な法人形態導入の可否を議論することに賛同する。どの形態なら分配団体になれるのか、現状の課題をクリアするにはどういう形態が可能か、検討できる指針が示されることを期待する。 | その他  | No113 |    |
|   | 資金分配団体の役割は非常に大きいですが、同団体の管理費の扱いについては、どのような議論があったか。  | 仙台会場 | No114 |    |
|   | 指定活用団体、資金分配団体、現場の団体があるが、休眠預金はどの程度の割合で経費や事業費に使われていくのか。  | 大阪会場 | No115 |    |
|   | 経営技術支援や人材支援等の非資金的支援に向けた専門性にかかるコストについては、休眠預金に依存することなく、多様な主体がリソースを拠出すべき部分であり、例えば地方自治体のコーディネートの役割に求めるなど、公助の縮小を歯止めをかける工夫を期待したい。              | その他  | No116 |    |
| <b>6. 資金の活用の成果に係る評価の在り方と成果に係る目標に着目した助成・貸付・出資など、革新的な手法の開発の促進</b> |  |      |       |    |
| (1) 成果に係る評価の在り方   |  |      |       |    |
|   | 評価を重視することは重要であるが、なかなか資金分配団体にとっても厳しい面もあるので、育ちながら歩んでいく方がよい。  | 東京会場 | No117 |    |
|   | 社会的インパクト評価に取り組める団体がどの程度あるのか、実際に活動している中で感じている。伴走支援のところで、評価を一緒にできるような支援を増やしていただきたい。  | 東京会場 | No97  | 再掲 |
|   | 行政から委託を受けると、成果ではなく、仕様書に沿った形でプロセスどおりにやってくださいというプロセス評価になる。休眠預金については、プロセス評価でやってほしくない。   | 東京会場 | No118 |    |
|   | 評価の仕方について、社会的インパクト評価が一つ想定されているが、多様な評価基準、評価のやり方を想定すると、多様な活動や事業に対応できるのではないかと思う。  | 東京会場 | No119 |    |
|   | 事前に達成すべき成果について明示という表現があるが、事業をやっていくうちにやり方も変化し、達成すべき目標自体も途中で変わったりする。事前に成果を明示できる事業ばかりではないことも重視してもらいたい。                                      | 大阪会場 | No120 |    |
|   | SROIなどで成果を示せる団体が増えていけばよい。また、各団体がSROI自体を共有していく方法が見つかればよい。   | 大阪会場 | No121 |    |
|   | 成果評価について、当面は試行錯誤しながら行っていくのか。それとも、一番最初から評価の仕方をばっちり固めるのか。  | 岡山会場 | No122 |    |

|  |   |      |       |    |
|--|---|------|-------|----|
|  | 規模の小さい事業については、全国規模で行っている団体と比べると、インパクトが全く異なる可能性がある。成果評価を定量的に示せるようチャレンジしているが、単純にボリュームだけを比較しないようにお願いしたい。                                       | 岡山会場 | No123 |    |
|  | SROIやロジックモデルなど評価はいろいろあると思うが、今見えている部分があれば教えてもらいたい。また、評価だけをやるのではなく、変化をみることで地域に合わせたものがしっかりできればよい。  | 福岡会場 | No124 |    |
|  | 内閣府が社会的インパクト評価というものを一生懸命やっているが、それが資金分配団体の募集にあたっての条件になる可能性はないのか。   | 福岡会場 | No86  | 再掲 |
|  | 評価指標がたくさんあり過ぎると比較が難しくなる。例えば、社会的インパクト評価イニシアチブでは、教育分野の評価についてベンチマークを出している。こういったベンチマークは、分野や業態によって違うが、参考になると思う。                                  | 福岡会場 | No125 |    |
|  | いくつかの評価指標を組み合わせ、評価を行うべきである。   | 福岡会場 | No126 |    |
|  | 「社会的インパクト」を強調しすぎると、インパクトの弱い「公益に資する活動」に、日の目が当たらないという課題があるのではないか。社会的リターンを強調することも同様の弊害がある。   | その他  | No127 |    |
|  | 現場の団体の現状をみると、評価行為へ対応できるだけの余力は期待しにくい。コンソーシアムによる取組など、活動の方法論や体制についての幅広い姿を見せる工夫を期待したい。「中間支援」と「基盤支援」を区分けした議論にも期待したい。                             | その他  | No128 |    |
|  | 固有性の強い社会テーマとアプローチ方法の設定によって大きく異なる成果を、どのような範囲と性質のものとして捉え、その上で多様性を受け入れられる評価手法を準備することが必要。それに対応する「事業者が客観的評価の可能な計画として作成することを促す手法」を用意することも重要である。   | その他  | No129 |    |
|  | 目の前の課題解決にだけ評価の尺度を置くのではなく、市民性・運動性といったコミュニティを育む要素にこそ目を向ける必要があるのではないか。   | その他  | No130 |    |
|  | 営利企業と異なり、非営利や社会的事業の評価軸は多様である。異なる事業領域／内容を横並びに点数をつけて比較するような評価はナンセンスである。また、評価結果だけを見るのではなく、その評価軸を選んだ理由、選ばなかった理由や、評価のプロセス（誰がどの程度参画したか）に着目して頂きたい。 | その他  | No131 |    |
|  | 課題が当初社会化されていない中で、当事者の熱意や試行錯誤のもとで行われ、事業運営における専門性が十分でない場面があるが、「成果志向」「外部資金・社会的投資の呼び水」などは、こうした活動にはそぐわず、当事者性の軽視につながりかねないことへの危惧がある。               | その他  | No132 |    |
|  | 支援すべき課題が、萌芽期にあるのか、社会的認知を得るためのスタートラインに立っているのか、事業化を迎えているのか等、発展段階のどこにあるのか等に配慮し、各ステージにおける支援の在り方を基準に盛り込むなど、多面的な観点からの助成基準を策定することで適切な効果測定につながる。    | その他  | No133 |    |
|  | 「社会的インパクト評価」の導入の必然性は理解するが、より多様な価値観を客観的に評価できるような制度設計を望む。5年後の見直しに備えて、支援する事業、活動が社会へ与える影響の大きさの見える化が誰にとってもわかりやすく適切にできる制度にすべきである。                 | その他  | No134 |    |
| (2)成果に係る目標に着目した助成・貸付・出資など、革新的な手法の開発の促進 |   |      |       |    |

|  |   |      |       |  |
|--|---|------|-------|--|
|  | 革新的な手法の開発の促進とあるが、これまで地域で地道な活動をしてきている方も多いため、革新的な手法というものに目が行きすぎないで、地道な活動にもお金が届くようにしていただきたい。   | 東京会場 | No135 |  |
|  | ソーシャルイノベーションについて、既存の解決よりも目新しい解決とあるが、今まで地道にやって来た事業には資金は充てられないのか。成果をしっかりと示せば従来からやっている事業にも資金が活用されるのか。                                      | 大阪会場 | No136 |  |
|  | 助成金として、300万円から500万円の規模では、本当にインパクトのある活動はできない。本質的に社会の課題を解決して、ソーシャルイノベーションを起こすということを、関係者に共有できるような事例を審議会の資料として出してもらいたい。                     | 福岡会場 | No137 |  |
|  | 「我が国の実情に応じた計測手法から議論する必要がある」とあるが、この計測手法というのは何を見たらわかるのか。  | 岡山会場 | No138 |  |
|  | 「革新的」は、実際の社会的課題の当事者の軽視につながる、立法趣旨を超えるものであってはならない。「一般化に発展する新たな手法の開発」のみを革新とするのではなく、様々な場面における前例踏襲的ではない試みも、ゆるやかな革新として組み入れるべきである。             | その他  | No139 |  |
|  | 最終的に資金が活用される団体や個人をどう想定し、今回の制度設計の議論で多用される「先駆性」「革新性」「成果志向」等の言葉とどう組み合わせるのか、行政の施策から漏れている社会課題への対応における「先駆性」「革新性」「成果志向」等について、的確な定義を示すことが必要である。 | その他  | No140 |  |
|  | 「革新」を狭く定義しすぎず、多様性を認める評価体系を構想することを提案する。  | その他  | No141 |  |
|  | 休眠預金等を呼び水として、民間からの資金を幅広く呼び込むとしているが、具体的にどのような流れを想定しているのか。  | 東京会場 | No142 |  |
|  | 呼び水論について、地域にある小規模団体が、少しずつ地域の中で成果を上げるというものは貸付けやソーシャルインパクトボンドにはそぐわないと感じる。他の形の議論も必要ではないか。  | 東京会場 | No143 |  |
|  | 官民が協働でファンドを作るなど社会的信頼性を担保しないと民間資金が集まってこない。地方で休眠預金を呼び水にするには、そういう体制を作らないといけない。   | 大阪会場 | No144 |  |
|  | 休眠預金を呼び水とするとあるが、休眠預金を現場の団体に渡すだけでは、金融機関もどのように融資してよいかわからないため、資金が流れるような技術開発や、そういった間接投資だけではなく直接投資が入っていくようなスキームもセットで開発できたらよい。                | 大阪会場 | No145 |  |
|  | 休眠預金等を「呼び水」にするとあるが、具体的にどういうことか。   | 岡山会場 | No146 |  |
|  | 休眠預金の活用について、貸付金なのか、助成金なのか、ソフトのみでハードはダメなのか、限度額は決まっているか。  | 仙台会場 | No147 |  |
|  | 非営利団体への出資や出資の回収はどういう想定の中で出てきたのか。また、どういう資金分配団体を想定して、出資というものを法律上決めたのか。  | 仙台会場 | No148 |  |

|               |  |      |       |    |
|---------------|--|------|-------|----|
|               | 資金分配団体から現場の団体にしかお金が落ちないようになっているが、地域で活動している小さな団体にお金が回るようになるには、現場の団体の更に下の団体が必要ではないか。そこは、監督が難しいかもしれないが、細かくお金が落ちていくことにつながると思った。                  | 東京会場 | No149 |    |
|               | 休眠預金を一旦銀行に預けて、銀行に融資のスキームを作ってもらい貸付をするといった場合に、利子を設定することも可能なのか。   | 福岡会場 | No150 |    |
|               | 解決に時間を要する分野、定量的な成果が出にくい分野等に含まれるかもしれないが、現法制度の中でも課題があるため、現法制度を変更していくための活動も当然、民間公益活動に含まれるようにしていただきたい。   | 仙台会場 | No6   | 再掲 |
|               | 休眠預金は行政がやるべきことに使えないとのことだが、本来行政がやってもよいが、今は取り組まれていることもあると思うので、そういう前提があることを出していきたい。また、出口として、民間で資金調達するというルートと行政が施策として取り組むというルートも考えるべきである。        | 仙台会場 | No7   | 再掲 |
|               | 自立した団体を育てるということに共感するが、例えば、行政から受託して回している団体とか、企業から寄付を集めるスキームを身に付けている団体とか、自立した団体のイメージはあるか。  | 大阪会場 | No151 |    |
|               | 行政にはコーディネーターとしての役割が期待されるとあるが、自治体ではこの制度を知らない人が多い。どのように周知するのか。また、コーディネーターは難しい仕事である。さらに、この制度が行政にもWin-Winになるように、例えば政策提案につながるような道筋も盛り込むとよいのではないか。 | 岡山会場 | No16  | 再掲 |
|               | 休眠預金に依存してはいけないが人件費は非常に重要である。助成を受けながら全国の団体が活性化して行政の委託事業を受けるまでに成長したい。自立には、民間からの資金調達ということもあるが、行政の委託を受けるまでに成長するというのも一つの考え方だと思う。                  | 福岡会場 | No40  | 再掲 |
| <b>7. その他</b> |  |      |       |    |
|               | 休眠預金が、PRできる団体や資金分配団体とのコネクションがある団体に集まり、自然と今まで以上に格差が広がるのではないかと懸念している。  | 仙台会場 | No152 |    |
|               | 沖縄や地方においては、現場の団体への助成の条件として多くのことを求められると、かなり助成先が限られてしまう。多くの地域で休眠預金が活用されるようなスキームを考えているか。  | 大阪会場 | No153 |    |
|               | 犯罪被害者支援団体は海外の先例にも学んでいる。中間的整理にも「海外の先事例を参考に」とされている。民間公益団体の選定に当たり、事業の優良性とガバナンス、コンプライアンスを兼ね備えていることを前提に、諸外国の体制と比較する視点を取入れ、その社会的有用性を審議してもらいたい。     | その他  | No154 |    |
| <b>上記以外</b>   |  |      |       |    |
|               | 休眠預金等交付金は、補助金適化法の適用を受けないものと考えてよいか。   | 東京会場 | No155 |    |
|               | マイナンバー導入により、休眠預金が減少すると予想されるが、どのくらいの時期にどの程度減少すると見込んでいるか。  | 東京会場 | No156 |    |

|  |   |      |       |  |
|--|---|------|-------|--|
|  | 議事録をみてもカタカナと英語でよくわからない。できるだけわかりやすい議論をお願いしたい。  | 大阪会場 | No157 |  |
|  | 法律が全施行されて助成がスタートした後、5年後に向けての見直しの議論をする場を作る予定はあるか。                                    | 大阪会場 | No158 |  |
|  | 休眠預金については、時効は援用しないということが明記されているのか。百年経っても返還できることになっているのか。                            | 大阪会場 | No159 |  |
|  | 都市部にある団体には情報が入ってきやすいが、九州の課題は中山間地域に多く、人手が足りず、情報が入ってこない。中山間地域に新たな取組の情報を入れるようにしてもらいたい。 | 福岡会場 | No160 |  |
|  | 休眠預金を出さず、インパクトがないままこの制度が終わらないように、2年目や3年目は大胆によろしくをお願いしたい。                            | 福岡会場 | No161 |  |